

持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱

広島県補助事業執行団体
一般社団法人 広島県タクシー協会

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格や物価高騰の影響を受ける広島県内に本社、支社、営業所等を置く、道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（福祉限定を除く）の許可を受けた法人事業者、又は「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可を受け、かつ乗合タクシー車両（乗車定員11人未満の車両。以下、「乗合車両」という。）を使用し事業を行っている法人事業者（以下、「事業者」という。）に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した環境対策等の取組を支援することにより、持続可能な公共交通の実現を図ることを目的とする。

(補助金交付の対象者)

第2条 広島県内に本社及び営業所を置く、事業者であること。（一般社団法人 広島県タクシー協会（以下、「協会」という。）の会員、非会員を問わない。）

但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の支社、営業所名で補助の申請ができることを条件とする。

2 次の各号のすべてに該当する事業者であること。

- (1) 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- (2) 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- (3) 国、県、協会又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 国税及び県税に未納がないこと。
- (6) 事業継続の意思があること。

(補助金交付の対象)

第3条 補助交付の対象となる事業は、次の事業のうち協会長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 環境対策
- (2) デジタル化対策
- (3) 人手不足対策

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 事業者は、補助金の申請について、他の団体から「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を原資とした支援金又は補助金等を受けている場合は、事前に協会に問合わせることをとする。

(補助金の上限)

第5条 補助金の上限は、別表1に定める（千円未満端数切り捨て）。但し、予算の範囲内において調整（減額）する場合がある。

(申請の期限)

第6条 補助金の申請は、事前申請とし、令和7年9月1日を期限とする。

但し、交付申請の状況を踏まえ、協会長が必要と認めた場合は、申請期限の延長、新たな申請期間の設定について定める場合がある。その場合は、別途、事業者に対して周知を行う。

(交付の決定)

第7条 協会は、第4条の補助金交付申請書の提出があった時には、速やかにその内容を審査し、申請

が適正と認められる場合は、交付決定を行い、事業者に対し、別記様式第2号により通知する。

また、申請の内容が補助の要件を充たしていない場合は、不交付の決定を行い、別記様式3号により、通知する。

(補助事業の中止・変更等)

第8条 事業者は、補助事業の中止、内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ協会長に承認を受けることとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく協会の指示等に違反したとき
- (2) 事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合
- (3) 事業者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 協会は、前項の取消し又は変更をした場合で、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 事業の実績報告については、別記様式4号によるものとする。その期限は令和7年10月31日までに事業終了しているものについては、令和7年11月28日を期限とする。令和8年1月31日までに事業終了しているものについては、令和8年2月6日を期限とする。

2 事業者は、実績報告と合わせて請求書及び領収書等を添付するものとする。

(額の確定)

第11条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第5号により、事業者に通知する。

2 協会は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、その越える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付の方法等)

第12条 協会は、前条の規定により額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第13条 事業者は、補助金に関する収支を明らかにした帳簿(申請書類等一式)を備え、補助金を受領した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第14条 協会は、必要に応じ、補助事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に係る事業者の施設に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(財産の管理)

第15条 事業者は、補助事業により取得した1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、別記様式第6号の財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(処分制限)

第16条 事業者は、補助金交付対象を購入した日から起算して（車両購入にあつては、登録の日から起算して）、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡（転売）、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

2 事業者は、前項に該当する財産を処分しようとするときは、別記様式第7号による財産処分承認申請書1部を協会に提出しなければならない。

3 事業者は、前項により承認を受けて財産の処分を行ったときは、別記様式第8号による財産処分報告書1部を協会に提出しなければならない。

4 前項の財産の処分により、事業者収入があるときは、協会は、その収入の全部又は一部の納入を命ずることができる。

(その他必要な事項)

第17条 協会は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

一部改正：令和7年6月26日

別表 1

区分	事業内容
①環境対策	<p>【対象事業】 下記のいずれかの車両購入・更新 (リース契約を含む)</p> <p>【補助率】 9/10</p> <p>【補助上限】 乗合車両：1社 200万円 乗用車両：1社 100万円</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度燃費基準達成車以上の車両 ・乗合車両は運行する路線・デマンド交通が市町の交通計画に位置づけられていること。 ・乗用車両は、広島県中山間地域振興条例で定める中山間地域に本社を置く事業者に限る。 <p>・リース契約については、今年度が契約初年度に限る。</p>
②デジタル化対策	<p>【対象】 デジタル化対策に資するもの デジタル運行記録システム（「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）」において国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計）、遠隔点呼システム、配車システム、デジタル掲示板（車内）、キャッシュレス決済システム・車載器 など</p> <p>【補助率】 2/3 以内</p> <p>【補助上限】 車両保有台数×2万円</p> <p>※リース契約を含む。但し、今年度が契約初年度に限る。</p>
③人手不足対策 (女性採用に特化したもの)	<p>【対象】 人材確保に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備（女性用のトイレ・更衣室・休憩室） ・環境整備に伴うイメージアップ広報（動画・パンフレット等） <p>※ 環境整備と併せての実施が望ましい。</p> <p>【補助率】 2/3 以内</p> <p>【補助上限】 1箇所 200万円</p>

※①環境対策、②デジタル化対策、③人手不足対策の併用は可能